

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2017年12月

1. マドリッド協定議定書加盟国の増加

東南アジアにおけるマドリッド協定議定書への加盟の動きが進んでいます。

昨年(2016年)3月7日にラオスにおいて効力が発生したのに続き、今年(2017年)は1月6日にブルネイ、11月7日にタイで効力が発生しました。来年(2018年)の1月2日にはインドネシアにおいて効力は発生する予定です。ちなみにインドネシアは100カ国目の加盟国となります。

これらの国でどのように制度運用がされるのかはまだまだ不明な点が多々ありますが、今後も運用状況を注意深く見守り、出願戦略を検討していく必要があります。

2. ミヤンマーの商標制度

東南アジアでまだ商標制度が存在しないのがミヤンマーです。今年8月に商標法草案が新聞に公告されており、今年中には議会での承認、来年(2018年)には施行という情報もありましたが、実際いつ施行されるのかは不透明です。

なお上記草案では、先願主義、実体審査(絶対的登録要件、登録要件)、付与前異議(60日)、権利期間(10年)、更新、民事・刑事の救済等が定められています。現在の同国の商標の保護はDeclaration of Ownershipの登記所での登記、新聞公告及び使用によりなされることになっていますが、上記登記を有する者は新法施行から3年以内に再出願をする必要があります。現在登記されている商標と新商標法の基での出願との間でコンフリクトがあった場合の調整規定はない模様です。

3. 米国特許料の値上げ

11月14日に米国特許商標庁は特許料の値上げに関する規則を公表しました。新料金は2018年1月16日以降に支払われる特許料に適用される。Design Patentに関する料金については以下のように変更となります。

	現行	改訂	上昇率
出願費用	US\$180	US\$200	11%
調査費用	US\$120	US\$160	33%
審査費用	US\$460	US\$600	30%
登録料	US\$560	US\$700	25%
出願~登録計	US\$1,320	US\$1,660	26%

以上